

## 令和7年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和7年第4回水巻町議会定例会は、令和7年12月3日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	水ノ江晴敏
2番	山口秀信	9番	亀元公一
3番	高橋恵司	10番	岡田選子
4番	中山恵	11番	井手幸子
5番	廣瀬猛	12番	住吉浩徳
6番	名倉亮介	13番	近藤進也
7番	松野俊子	14番	垣内美由紀

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和7年12月 定例会  
(第4回)

本会議 会議録

令和7年12月3日

水巻町議会

# 令和7年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和7年12月3日

午前10時開会・開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回水巻町議会定例会を開会いたします。

この際、諸般の報告を行います。現在、欠員となっております総務財政委員会委員につきまして、水巻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において11月10日付で、補欠選挙で当選されました垣内議員を同委員に選任いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第1 議席の指定について

議長（白石雄二）

日程第1、議席の指定について。本定例会は、補欠選挙後、初めての議会となります。補欠選挙で当選された垣内議員の議席については、ただいま御着席の議席14番を指定いたします。

## 日程第2 議席の変更について

議長（白石雄二）

日程第2、議席の変更について。これより議席の変更を行います。会派構成の変更に伴い、水巻町議会会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布しましたとおり議席の一部を変更いたします。変更のある方は、書類を持って新議席に移動、着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

再開いたします。

## 日程第3 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第3、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に6番 名倉議員、7番 松野議員を指名いたします。

## 日程第4 会期について

議長（白石雄二）

日程第4、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月19日まで

17 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって会期は、12 月 19 日まで 17 日間と決しました。

### **日程第 5 報告第 10 号**

議 長（白石雄二）

日程第 5、報告第 10 号 水巻町印鑑条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 10 号 水巻町印鑑条例の一部改正の専決処分の報告について。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムに移行する印鑑登録事務について、水巻町印鑑条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正内容は、国から示された標準化の仕様に合わせ、第 6 条第 2 項中に可視台帳を加え、また、不要となる印鑑登録事項の変更届出の規定をなくすなど、所要の整備を行っています。

よろしく、お願いいたします。

### **日程第 6 議案第 39 号**

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 39 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 39 号 水巻町税条例の一部改正について。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和 8 年 1 月 1 日に施行されることから、水巻町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、公示送達の方法に、これまでの掲示場への掲示に加え、インターネット等を用いる方法が追加されました。個人住民税においては、19 歳以上 23 歳未満の扶養親族がいる場合、その扶養親族の所得が 58 万円を超え 123 万円以下の場合には、所得額に応じて控除が異なる「特定親族特別控除」が創設されました。また、たばこ税においては、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこに係る課税方式の見直しが行われました。

よろしく、御審議をお願いいたします。

### **日程第 7 議案第 40 号**

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第40号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第40号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、医療費の助成理由が第三者の行為により傷病が生じた場合に、受給者に代わって町が損害賠償請求権を行使して手続きを行っていることについて、根拠を明確にすることが求められています。

また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、本条例において引用する箇所について、所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**日程第8 議案第41号**

**議 長（白石雄二）**

日程第8、議案第41号 損害賠償の代位請求等の明確化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第41号 損害賠償の代位請求等の明確化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

今回の改正は、医療費の助成理由が第三者の行為により傷病が生じた場合、受給者に代わって町が損害賠償請求権を行使して手続きを行っていることについて、根拠を明確にすることが求められているため、関係する条例の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**日程第9 議案第42号**

**議 長（白石雄二）**

日程第9、議案第42号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第42号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てる家庭が、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所などを利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設されたため、本条例を制定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### **日程第 10 議案第 43 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 10、議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、地域限定保育士制度が一般制度化されました。さらに、各保育所等における子どもの健康管理が円滑に実施されるよう、家庭的保育事業者等の健康診断の取扱いについて基準が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### **日程第 11 議案第 44 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 11、議案第 44 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 44 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、引用条文のずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### **日程第 12 議案第 45 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 12、議案第 45 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 45 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されました。また、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

### **日程第 13 議案第 46 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 13、議案第 46 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 46 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について。

今回の補正予算は、利用者の増加に伴い予算不足が見込まれる障がい福祉サービス事業費などの障害者福祉関連費を増額補正するほか、旧吉田保育園跡地の用地取得費や前年度国県支出金の確定に伴う過年度精算返還金を計上するなど、所要の補正をお願いするものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 7,800 万円を追加し、131 億 2,800 万円としております。

歳出予算の主なものにつきましては、まず、総務費において、旧吉田保育園跡地の用地取得費 6,229 万 8,000 円を計上するほか、国県支出金精算返還金 4,255 万 1,000 円などを計上しております。次に、民生費において、障がい福祉サービス事業費などの障害者福祉費 2 億 3,000 万円、国民健康保険事業特別会計繰入金 300 万円、ひとり親家庭等医療扶助費 300 万円などを計上しています。また、土木費において、吉田町営住宅 1 棟から 36 棟除却工事完了後の跡地利用検討のための確定測量業務委託料 1,600 万円を計上するほか、教育費において、小中学校給食事業基金積立金 683 万 4,000 円を計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 1 億 4,268 万 4,000 円、県支出金 5,890 万円、財産収入 7,009 万 8,000 円、寄附金 100 万円、前年度繰越金 7,040 万 8,000 円、諸収入 1,751 万円、町債 2,730 万円を増額し、また、繰入金 990 万円を減額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

### **日程第 14 議案第 47 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 14、議案第 47 号 令和 7 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 47 号 令和 7 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

今回の補正予算は、国民健康保険被保険者に対する出産育児一時金の不足に伴う予算の補正

をお願いするものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 450 万円を追加し、33 億 5,480 万円としております。

歳出予算につきましては、出産育児一時金 450 万円を増額しております。

歳入予算につきましては、繰入金 300 万円、前年度繰越金 150 万円を増額しております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 18 分 散会